

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	一
福島県行政不服審査法施行細則	三
訓令	三
福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令	三
福島県企業局	三
福島県企業局行政不服審査法施行規程	四
福島県収入証紙以外の方法で手数料を納付することができる審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を定めた件	五
福島県病院局	六
福島県病院局行政不服審査法施行規程	六
福島県収入証紙以外の方法で手数料を納付することができる審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を定めた件	七
福島県議会	八
福島県議会行政不服審査法施行細則	八
福島県教育委員会	八
福島県教育委員会行政不服審査法施行細則	八
福島県公安委員会	九
福島県公安委員会行政不服審査法施行細則	九
福島県選挙管理委員会	九
福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程	一〇
福島県監査委員	一〇
福島県監査委員行政不服審査法施行規程	一〇
福島県労働委員会	二
福島県労働委員会行政不服審査法施行細則	二
福島県労働委員会行政不服審査法施行細則	二
福島県収入委員会行政不服審査法施行細則	二
福島県収入委員会行政不服審査法施行細則	二
福島海区漁業調整委員会	三

福島海区漁業調整委員会行政不服審査法施行規程	三
福島県内水面漁場管理委員会	三
福島県内水面漁場管理委員会行政不服審査法施行規程	三

規 則

福島県行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第四十九号

福島県行政不服審査法施行細則

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八條第一項に規定する審査庁（法第九條第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

（交付の部数等）

第二条 法第三十八條第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三條第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三條第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六條第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第三十八條第一項の規定による交付を求める際に、併せて手数料の減免を求める旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がないことを証明する書類を審理員（法第十一條第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第三十八條第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規

定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審理員が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

（法第九条第三項に規定する場合の読替え）

第五条 法第九条第三項に規定する場合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項に規定する機関（知事の附属機関として置かれているものに限る。）が審査庁である場合又は福島県の条例に法第九条第一項ただし書に規定する特別の定めがある場合に限る。）においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（準用）

第六条 第一条から第四条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条 第二条及び第三条の規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

第一条及び第二条第一項	第三十八条第一項	第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項
第三条第一項	第三十八条第一項	第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項
第三条第二項各	審理員 審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）	審査庁 審査庁

号列記以外の部分

前項	第五条において読み替えて適用する前項
第三十八条第一項	第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項
第三条第二項第二号	審査庁 審査庁

別表第二（第六条関係）

第一条	第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法	第六十六条第一項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定により再審査庁（法第六十三条に規定する再審査庁をいう。以下同じ。）が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法
第二条第一項	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類	電磁的記録の種類
第三条第一号	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類	電磁的記録の種類
第二条第二項	第三十八条第一項	第六十六条第一項において読み替えて適用する法第三十八条第一項

別表第三(第七条関係)	第二十一条第一項	第三十八条第一項	第四十条	第三条第二項		第三条第一項	
				前項	審理員(法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。)	第六条第一項	第三十八条第一項
			第一条	第三十八条第一項	審理員(法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項)	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	第三十二条第二号
			第十四条第二項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	審理員(法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項)	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	第八十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号
			第十四条第二項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	審理員(法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項)	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	第八十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号
			第十九条第一項において準用する同令第十四条第二項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	審理員(法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項)	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	第八十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号
			第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	審理員(法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項)	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項	第八十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号

福島県訓令第十五号	訓令	第三条第二項第二号	第三条第二項各号列記以外の部分		第三条第一項		第二条第二項	
			審理員	前項	審理員	第六条第一項	第三条第二号	第三条第一号
		審理員	第一条	審理員	第六十六条第一項	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	
		福島県行政不服審査会	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第一条	福島県行政不服審査会	第九十条において読み替えて準用する法第七十八条第一項	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	
		福島県行政不服審査会	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第一条	福島県行政不服審査会	第九十条において読み替えて準用する法第七十八条第一項	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	第九十条において読み替えて準用する手数料条例第三十二条第二号	

(文書法務課)

本庁機関
出先機関

福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令
福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県復興支援・地域連携室運営等規程（平成十八年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「地方振興局連携調整事業」を「地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域連携調整事業）」）に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県企業局

福島県企業局行政不服審査法施行規程をここに公布する。

平成28年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第10号

福島県企業局行政不服審査法施行規程

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法
- (2) 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法
（交付の部数等）

第2条 法第38条第1項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め1件につき1部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成28年福島県条例第20号。以下「手数料条例」という。）第3条第1号に規定する写しの交付又は手数料条例第3条第2号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列3番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列3番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第3条 手数料条例第6条第1項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第38条第1項の規定によ

- る交付を求めるときに、併せて手数料の減免を求めるときに記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がないことを証明する書類を審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 審理員は、前項の規定による書類の提出があった場合において、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第1条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として審理員が認める者であるとき。
- 3 福島県の条例に法第9条第1項ただし書に規定する特別の定めがある場合における前2項の規定の適用については、第1項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」とあるのは「審査庁」と、前項中「審理員」とあるのは「審査庁」とする。
- （送付に要する費用の納付の方法）
- 第4条** 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項において読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経営・販売課）

福島県企業局告示第1号

福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成28年福島県条例第20号）第5条ただし書の規定に基づき、福島県収入証紙以外の方法で手数料を納付することができる審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 審査請求の範囲
- 審査請求の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日。以下「施行日」という。）以後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事（以下単に「知事」という。）の処分（同法第1条第2項に規定する処分をいう。以下同じ。）についての審査請求であって、知事が審査庁（同法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）となるもの
- (2) 施行日以後の知事に対する申請（法令又は条例に基づく処分についての申請をいう。以下同じ。）に係る不作為（申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）についての審査請求であって、知事が審査庁となるもの
- 2 手数料の納付の方法
- 手数料の納付の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
- (1) 福島県企業出納員に現金で納付する方法
- (2) 福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第2条第5号に規定する収入権者の発行した納入通知書により規程別表第4の2の表に掲げる出納取扱金融機関において納付する方法

（経営・販売課）

福島県病院局行政不服審査法施行規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第18号

福島県病院局行政不服審査法施行規程

(電磁的記録に記録された事項の表示の方法)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第1項(法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法
- (2) 前号以外の電磁的記録 専用機器(当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。)により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法
(交付の部数等)

第2条 法第38条第1項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め1件につき1部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例(平成28年福島県条例第20号。以下「手数料条例」という。)第3条第1号に規定する写しの交付又は手数料条例第3条第2号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列3番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列3番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
(手数料の減免申請等)

第3条 手数料条例第6条第1項の規定による手数料の減額又は免除(以下この項において「手数料の減免」という。)を受けようとする者は、法第38条第1項の規定によ

- る交付を求めるときに、併せて手数料の減免を求める旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がないことを証明する書類を審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 審理員は、前項の規定による書類の提出があった場合において、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第1条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として審理員が認める者であるとき。
- 3 福島県の条例に法第9条第1項ただし書に規定する特別の定めがある場合における前2項の規定の適用については、第1項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」とあるのは「審査庁」と、前項中「審理員」とあるのは「審査庁」とする。
- （送付に要する費用の納付の方法）
- 第4条** 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項において読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局告示第2号

福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成28年福島県条例第20号）第5条ただし書の規定に基づき、福島県収入証紙以外の方法で手数料を納付することができる審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

- 1 審査請求の範囲
- 審査請求の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日。以下「施行日」という。）以後の福島県病院事業管理者（以下「管理者」という。）の処分（同法第1条第2項に規定する処分をいう。以下同じ。）についての審査請求であって、管理者が審査庁（同法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）となるもの
- (2) 施行日以後の管理者に対する申請（法令又は条例に基づく処分についての申請をいう。以下同じ。）に係る不作為（申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）についての審査請求であって、管理者が審査庁となるもの
- 2 手数料の納付の方法
- 手数料の納付の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
- (1) 福島県企業出納員に現金で納付する方法
- (2) 福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する収入権者の発行した納入通知書により規程別表第5の2の表又は3の表に掲げる出納取扱金融機関において納付する方法
- （病院経営課）

福島県議会

福島県議会行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県議会議長 杉山 純 一

福島県議会規則第一号

福島県議会行政不服審査法施行細則

(電磁的記録に記録された事項の表示の方法)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第三十八条第一項(法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する審査庁(法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法
二 前号以外の電磁的記録 専用機器(当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。)により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

第二条 法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。)第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除(以下この項において「手数料の減免」という。)を受けようとする者は、法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときに、併せて手数料の減免を求めるときに、法第三十八条第一項の規定による交付を納付する者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審理員は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審理員が認める者であるとき。
3 福島県の条例に法第九条第一項ただし書に規定する特別の定めがある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「審理員(法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。)」とあるのは「審査庁」と、前項中「審理員」とあるのは「審査庁」とする。

(送付に要する費用の納付の方法)
第四条 行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十六号

福島県教育委員会行政不服審査法施行細則

(電磁的記録に記録された事項の表示の方法)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁(法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県教育委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。)が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法
二 前号以外の電磁的記録 専用機器(当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。)により再生したものを聴取又は視聴させることにより表示する方法

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手

「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、併せて手数料の減免を求めるときは記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がなく、これを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があった場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会行政不服審査法施行細則をここに公布する。
平成28年3月31日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第4号

福島県公安委員会行政不服審査法施行細則

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する法第38条第1項に規定する審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいい、福島県公安委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類別に、当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

(2) 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものを聴取させ、又は視聴させることにより表示する方法

（交付の部数等）

第2条 法第9条第3項において読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め1件につき1部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成28年福島県条例第20号。以下「手数料条例」という。）第3条第1号に規定する写しの交付は、手数料条例第3条第2号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第3条 手数料条例第6条第1項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項にお

いて「手数料の減免」という。)を受けようとする者は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付を受ける者が次のいずれかにおいて読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度とし、当該交付を受ける者に係る手数料条例第1条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があった場合において、法第9条第3項において読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付を受ける者が次のいずれかにおいて読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度とし、当該交付を受ける者に係る手数料条例第1条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(2) 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

(送付に要する費用の納付の方法)

第4条 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第14条第2項において読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(監 察 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十九号

福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程

(電磁的記録に記録された事項の表示の方法)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項に規定する審査庁(法第九條第一項に規定する審査庁をいい、福島県選挙管理委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。)が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器(当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。)により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

(交付の部数等)

第二条 法第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め1件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。)第三條第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三條第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超えている場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

(手数料の減免申請等)

第三条 手数料条例第六條第一項の規定による手数料の減額又は免除(以下この項において「手数料の減免」という。)を受けようとする者は、法第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項の規定による交付を求めるときに、併せて手数料の減免を求めるときに記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がなことを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があった場合において、法第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき二千円を

限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島県監査委員

福島県監査委員告示第六号

福島県監査委員行政不服審査法施行規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

福島県監査委員

福島県監査委員行政不服審査法施行規程

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県監査委員が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用

紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、併せて手数料の減免を求める旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力が無いことを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千元を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（監査総務課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第四号

福島県労働委員会行政不服審査法施行細則

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁となる福島県労働委員会をいう。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものを聴取させ、又は視聴させることにより表示する方法（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、併せて手数料の減免を求めるときは、併せて手数料を納付する資力がなく、併せて手数料を納付する旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がなく、併せて手数料を納付する旨を記載した書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（審査調整課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県収用委員会規則第四号

福島県収用委員会行政不服審査法施行細則

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県収用委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、併せて手数料の減免を求めるときは、併せて手数料を納付する資力がなく、併せて手数料を納付する旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がなく、併せて手数料を納付する旨を記載した書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第六号

福島海区漁業調整委員会行政不服審査法施行規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

福島海区漁業調整委員会行政不服審査法施行規程

第一条 電磁的記録に記録された事項の表示の方法

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）
第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島海区漁業調整委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて手数料

の減免を求める旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がないことを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第六号

福島県内水面漁場管理委員会行政不服審査法施行規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽染 忠

福島県内水面漁場管理委員会行政不服審査法施行規程

第一条 電磁的記録に記録された事項の表示の方法

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）
第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県内水面漁場管理委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、併せて手数料の減免を求める旨を記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力が無いことを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。